

群馬県ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもに対する大学等受験料補助、
模擬試験受験料補助事業交付要綱

(趣旨)

第1条 群馬県ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもに対する大学等受験料補助、模擬試験受験料補助事業（以下「本事業」という。）は、ひとり親家庭等生活向上事業の実施について（平成28年4月1日雇児発第0401第31号）に基づき、ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもに対し、大学等受験料及び模擬試験受験料の補助を行うことで、こどもの進学に向けた意欲向上を図るとともに、進学段階での貧困の連鎖を断ち切ることを目的とする。なお、本事業の実施にあたっては、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助に関しては群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱によるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ひとり親家庭 母子家庭及び父子家庭をいう。
- 二 養育者家庭 父母のないこどもが養育者（祖父母等）により養育されている家庭をいう。
- 三 こども 大学等受験料補助及び模擬試験受験料補助の対象となる高校3年生等、模擬試験受験料補助の対象となる中学3年生をいう。
- 四 高校3年生等 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の最終学年に在籍する者をいう。ただし、大学等の受験資格を持ち、申請時において20歳未満の者を含む。
- 五 中学3年生 法第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の最終学年に在籍する者をいう。
- 六 大学等 高等教育の修学支援新制度の対象機関リスト（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第3条第3項の規定により文部科学大臣等が公表するリストをいう。）に掲載されている大学、短期大学、専修学校の専門課程及び高等専門学校の4年生をいう。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、群馬県（以下「県」という。）とする。

(実施地域)

第4条 本事業の実施地域は、県内の町村部とする。

(事業の実施方法等)

第5条 本事業の実施方法等は、原則として、次のとおりとする。

(1) 大学等受験料補助

次のアの要件を満たす場合、イ及びウに基づき受験料を交付する。

ア 交付要件

申請時点で（ア）に該当し、かつ（イ）又は（ウ）に該当すること。

- (ア) 県が実施する生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく「群馬県子どもの生活・学習支援事業」に登録等しているこども又はそのこどもを現に扶養している者
- (イ) ひとり親家庭の親及び養育者家庭の養育者であって、申請する月の属する年度（4 月から 5 月までに申請する場合にあっては、前年度）分の所得が、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）第 6 条の 7 の規定は適用しない。）
- (ウ) (イ) に規定している者以外の者であって、(ア) に規定しているこどもと同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。）が申請する月の属する年度（4 月から 5 月までに申請をする場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。）が課されない世帯（市区町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

イ 対象費用

申請する年度において、高校 3 年生等が大学等を受験する際の受験料

ウ 交付額

イに該当するものとして支払った費用（その額が高校 3 年生等 1 人あたり 53,000 円を超えるときは 53,000 円とする）

(2) 模擬試験受験料補助

次のアの要件を満たす場合、イ及びウに基づき模擬試験受験料を交付する。

ア 交付要件

前項のアに規定する交付要件を満たす者

イ 対象費用

申請する年度において、高校 3 年生等又は中学 3 年生が進学のための受験に向けて受験する模擬試験の受験料

ウ 交付額

(ア) 大学等を受験する年度に受ける模擬試験の受験料として支払った費用（その額が高校 3 年生等 1 人あたり 8,000 円を超えるときは 8,000 円とする）

(イ) 中学校 3 年生が進学のための受験に向けた模擬試験の受験料として支払った費用（その額が中学 3 年生 1 人あたり 6,000 円を超えるときは 6,000 円とする）

(3) その他留意事項

ア (1) 及び (2) の交付対象となる者は、申請時において 20 歳未満のこども又はそのこどもを現に扶養している者のいずれかが県内の町村部に住所を有している者であって、申請する年度において、大学等又は模擬試験を受験するものとする。

イ 同一のこどもにかかる同一の受験料について、他自治体による本要綱に基づく補助金と同様の補助金等を受給している場合は、本要綱に基づく補助金は交付しない。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団に関与している場合は、本要綱に基づく補助金は交付しない。

エ (1) アの (ア) について、「群馬県子どもの生活・学習支援事業」に登録等しているこどもとは、現に学習支援を受けていないが、学習支援事業の対象世帯に属するこどもを含む。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付申請及び実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者は、群馬県ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもに対する大学等受験料補助、模擬試験受験料補助事業交付申請書兼実績報告書(様式第1号)(以下「交付申請書兼実績報告書」という。)に添付資料を添えて、知事が別に定める期日までに、申請時において住民票を有する町村の受付担当課に提出しなければならない。
- (2) 前項の規定による申請は1回を限度とし、追加申請はできないものとする。
- (3) 町村の受付担当課は、(1)に定める交付申請書兼実績報告書を受理したときは、申請者が支給要件を満たしているか等を確認の上、とりまとめを行い、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 補助金の交付決定及び額の確定は、次により行うものとする。

- (1) 知事は、前条(1)に定める交付申請書兼実績報告書を受理したときは、速やかに審査を行い、補助金交付の可否を決定の上、当該補助金を交付することを決定したときは、群馬県ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもに対する大学等受験料補助、模擬試験受験料補助事業交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、当該補助金を交付しないことを決定したときは、群馬県ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもに対する大学等受験料補助、模擬試験受験料補助事業不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者あて通知するものとする。
- (2) 知事は、補助金の交付決定及び額の確定をした場合、速やかに補助金を交付決定者に支払うものとする。

(補助金の返還)

第8条 知事は、補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 規則及び本要綱の規定に違反したとき
- 二 不正又は虚偽の申請により補助金の交付決定を受けたとき

(事業実施上の留意事項)

第9条 県及び町村は、こどもへの支援を円滑かつ効果的に実施するため、地域の支援団体のほか、必要な関係機関等と連携を図るものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和6年11月29日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和7年7月29日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和8年1月7日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和8年6月23日から施行し、令和8年4月1日から適用する。